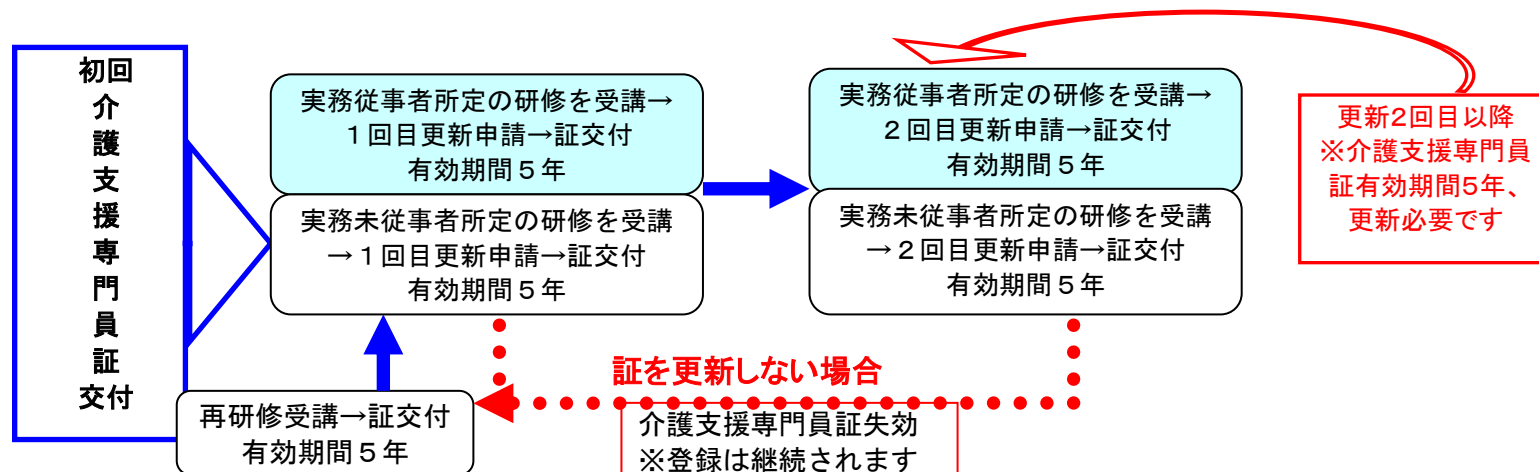


# 更新研修受講要件及び更新研修時間数について

介護支援専門員としての業務には都道府県知事の登録を受け、「介護支援専門員証(顔写真付)」の発行を受ける必要があります。また介護支援専門員証の有効期間は5年間で、資格更新の際には必ず所定の研修の受講→更新申請が必要です。



注意:実務経験は「証」の有効期間ごとにリセットされ、最新の更新期間である5年間の実務経験の有無で判断します。

## 更新研修受講例

例1	<p>新規交付</p> <p>1回目更新(88H) 実務あり</p> <p>2回目更新(54H) 実務なし</p> <p>3回目更新(88H) 実務あり</p>	<p>1回目の有効期間内に実務があったが、その後有効期間内に実務なしの場合、2回目の更新時は54時間の対象となる。</p>
例2	<p>新規交付</p> <p>1回目更新(88H) 実務あり</p> <p>2回目更新(32H) ※56Hは免除 実務あり</p> <p>3回目更新(54H) 実務なし</p>	<p>実務経験期間が2期にまたがっている場合は、2回目更新時は32時間の対象となるが、その後実務に就かなかった場合、3回目の更新時は54時間の対象となる。</p>
例3	<p>新規交付</p> <p>1回目更新(88H) 実務あり</p> <p>有効期間満了 失効</p> <p>新規交付(再研修54H) 実務あり</p> <p>1回目更新(88H)</p>	<p>実務に就いていたが更新忘れ等により有効期間が満了し、証が失効した後に再研修を受けた場合は、本人にとっては2回目の更新となるが、受講する研修は88時間の対象となる。</p>
例4	<p>新規交付</p> <p>1回目更新(54H) 実務なし</p> <p>2回目更新(88H) 実務あり</p> <p>3回目更新(32H) ※56Hは免除 実務あり</p> <p>4回目更新(54H) 実務なし</p>	<p>3回目更新時に前期免除対象者だった者が、4回目の証の有効期間内に実務に就かなかった場合、実務経験はリセットされ、54時間の対象者となる。</p>